

# 要 望 書

全国警備業連盟

全警連発第 2 号  
令和 2 年 3 月 5 日

全国警備業連盟  
理事長 青山 幸恭

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共警備業は、1962年に誕生して以来、多くの先人とお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いて参りました。現在、警備業者約 9,700 社、警備員約 55 万人を擁する産業にまで成長し、我が国の安全・安心な社会の確立に向けて、施設警備、交通誘導警備、雑踏警備、貴重品運搬警備、身辺警備等の多様な安全サービスを提供させていただいております。

こうした中、このたびの新型コロナウイルス感染被害を受け、令和 2 年 2 月 25 日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「政府基本方針」という）が公表され、各種イベントの中止、施設の休業その他営業の休止等の措置がとられているところであります。

これに伴い、私共警備業といたしましても、政府基本方針に基づき、各種警備業務を適正に実施し、よりきめ細やかな警備サービスを提供できるよう努めて参ることであります。その適正な業務の遂行に際し、様々な問題点が生じることが懸念されます。

とりわけ本年 2 月以降の各種イベントが中止又は延期になっていることなどから、警備業務の受注も減少し、イベントの中止又は延期は 3 月以降も続く見通しであり、かつ、報道では国土交通省が国土交通省発注の公共工事が一時中止や延期する措置を決定したことから、交通誘導警備業務についてもその発注件数が減少することは明らかであり、3 月以降も警備業界の売上が減少する見通しであります。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、下記の事項についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

何卒事情ご賢察の上、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

## 記

### 1 各種イベント、営業等の中止関係

政府基本方針を踏まえた各種イベントの中止、施設の休業その他営業の休止等、同年2月27日国土交通省通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」を踏まえた工事の一時中止措置等により、警備業務が中止または延期されるなど事業に多大な影響を受ける際には、次の必要な支援対策を講じていただきたい。

- ・ 資金繰り支援
- ・ 警備業務が中止または延期される際のイベント主催者、工事業者等からの適正なキャンセル料の支払い等適正な下請取引への配慮
- ・ 業務の休止に際しての休業補償

### 2 警備員等の健康管理対策関係

既に、感染者が入院している医療機関の警備を実施している事例、感染者や濃厚接触者が所在した事業所に関する警備を実施している事例があり、今後増加することが想定されます。また、今後、「空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。」（政府基本方針に明記）ことを求められることが想定されることから、警備に充たる警備員等の感染防止、健康管理を図るため、次の措置を講じていただきたい。

- ・ 警備員等のマスク、手袋、タイベックスーツ、消毒液等の感染防止資器材の優先的確保
- ・ 警備員等に必要な PCR 検査の優先的実施
- ・ 非接触型体温計導入の奨励

### 3 行政上の権利利益の満了日の延長及び期限内に履行されなかった義務の履行の免責

- ・ 警備業法及び下位法令等によって定められている各種有効期間の延長

<例>

- ① 警備業者に係る認定証の有効期間の延長
- ② 令和2年3月に警備員に対し現任教育が実施できないうで、年度ごとの教育時間が満たせなかった場合における後日の補完を前提とした免責措置

### 4 その他

- ・ 新型コロナウイルス対策関連の警備に従事する場合は、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事情によって、臨時の必要がある場合」に該当することを確認願いたい。
- ・ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するための警備が必要な際における警備業の活用については、所要の財政上の措置を講じるよう配慮願いたい。

以上